

豊後高田市観光周遊促進支援事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は市内の観光施設等の周遊を目的とした旅行商品を造成する旅行者に対し、助成金を交付することにより豊後高田市への観光客の誘致促進を図るため、豊後高田市観光まちづくり株式会社（以下「まちづくり会社」という。）が予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行者であること。
2 自己又は自社の役員等及び旅行の参加者全員が、暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))でないこと。

(助成対象事業及び助成金の額)

第 3 条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
(1) 旅行の出発地は豊後高田市外からとし、往復ともに貸切りバスを利用すること。
(2) 旅行の参加人数は 1 行程につき 15 人以上であることとし、参加人数について旅行者、バス事業者の乗務員及び添乗員を除くこと。
(3) 市内の飲食施設等で 1 回以上の食事利用を行う又は、市内の有料観光施設等を 2 ヶ所以上見学すること。
(4) 学校行事(修学旅行、社会見学、農家民泊等)として行う教育旅行、主な目的が会議・研修、特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
2 助成金の額は下記のとおりとする。

内 容	助 成 金
日帰り	30,000円/1台
宿 泊	60,000円/1台
フェリー (バス乗船料)	上限50,000円/1台

(助成金の申請)

第 4 条 助成対象者は、助成金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、まちづくり会社に提出しなければならない。
(1) 旅行行程の確認書類(食事場所・宿泊施設・観光施設等明記のもの)
(2) その他、まちづくり会社が必要と認める書類
2 まちづくり会社は、前項の書類の提出があった場合には当該申請の内容を審査し、助成金交付の可否を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 5 条 助成金は、前条の規定により交付すべき額が決定した後に支払うものとする。

2 助成金の交付決定を受けた助成対象者が、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第3号）をまちづくり会社に提出しなければならない。

(補足)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり会社が別に定める。

